

日本学生支援機構奨学金 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 学生等に対する緊急対応について

1. (アルバイト収入が大幅に減少した学生)緊急特別無利子貸与型奨学金

対象者：新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイトの収入が大幅に減少した者。

奨学金種：第二種奨学金(貸与月額 2 万～12 万) ※無利子型

貸与終期：アルバイト収入が減少した月～令和 4 年 3 月まで ※最大 1 年間

※第二種奨学金の貸与を受けている場合は申込できません。

希望者は令和 3 年 12 月 17 日(金)までに学生課生活支援係まで申し出てください。

2. (貸与奨学金採用者) 貸与奨学金の期日前交付

申請者は 7 月の貸与奨学金振込日(7/9)に 8・9 月分が期日前に振り込まれます。

対象者：すでに第一種奨学金・第二種奨学生として採用されている者。

※7 月に 8 月分・9 月分が振り込まれた場合、次回の振込は 10 月になります。

希望者は令和 3 年 6 月 3 日(木)までに学生課生活支援係まで申し出てください。

3. (令和 3 年度在学定期採用申込中の者) 第二種奨学金の採用前貸与

採用前(令和 3 年 5 月)に第二種奨学金 1 か月分相当額を貸与可能です。

対象者：在学定期採用を申込中の者で、第二種奨学金の採用前貸与を希望する者。

希望者は早めに学生課生活支援係までご相談ください。

(問い合わせ先) 学生課生活支援係

Tel : 0994-46-4889